

令和6年度

神栖市水道事業会計予算

令和6年度 神栖市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和6年度神栖市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	35,541 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	9,761,066 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	26,742 m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水施設工事	1,017,702 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	3,037,788 千円
第1項 営業収益	2,745,902 千円
第2項 営業外収益	291,886 千円
	支 出
第1款 水道事業費用	2,981,489 千円
第1項 営業費用	2,917,771 千円
第2項 営業外費用	62,718 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 814,628 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 79,479 千円、過年度分損益勘定留保資金 735,149 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	491,750 千円
第1項 企 業 債	238,000 千円
第2項 出 資 金	109,000 千円
第3項 負 担 金	35,750 千円
第4項 国 庫 支 出 金	109,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,306,378 千円
第1項 建設改良費	1,017,702 千円
第2項 資産購入費	8,938 千円
第3項 償 還 金	279,738 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
定期水質検査業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	6,600 千円
7水道量水器購入	令和6年度から 令和7年度まで	26,468 千円
神栖市水道事業料金改定 業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	22,000 千円
配水場維持管理業務委託	令和6年度から 令和9年度まで	97,812 千円
別所配水場インバーター 改修工事	令和6年度から 令和7年度まで	4,653 千円

(企業債)

第6条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設整備事業	238,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年利5%以内(ただし, 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率)	政府資金については, その融資条件により, 銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし, 企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し, 又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は, 次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については, その経費の金額を, それ以外の経費の金額に流用し, 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は, 議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 114,929 千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のために, 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は, 131,210 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は, 17,820 千円と定める。

令和6年3月11日提出

茨城県神栖市長 石田 進